

## 「KOBEMANABI」とネット」生涯学習市民講師登録制度運営要綱

令和2年4月1日 文化スポーツ局長決定

(趣旨)

第1条 「KOBEMANABI」とネット」生涯学習市民講師登録制度（以下「市民講師登録制度」という。）は、生涯学習の各分野において経験や知識、技術、技能をもち、ボランティアとして活動をしようとする人を登録し、広く紹介することにより、市民相互の自発的な学習活動を支援することを目的とする。

(名称)

第2条 市民講師登録制度による登録者の名称を「KOBEMANABI」とネット」生涯学習市民講師（以下「市民講師」という。）とする。

(運営拠点)

第3条 市民講師登録制度の運営拠点を神戸市生涯学習支援センター（以下「センター」という。）に置く。

(運営検討会)

第4条 市民講師登録制度を効果的に運営していくため、「KOBEMANABI」とネット」生涯学習市民講師登録制度運営検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

2 検討会については、別に定める。

(市民講師の登録)

第5条 登録は、この制度に賛同する個人ごとに行う。

2 市民講師は、住所、国籍、年齢、性別、職業、活動分野及び資格の有無は問わない。ただし、営利を目的とした行為、政治活動及び宗教活動のいずれか1つでも行う可能性がある者と認められた者は登録できない。

3 市民講師に登録申請しようとする者は、様式第1号による「KOBEMANABI」とネット」生涯学習市民講師登録申請書を市長に提出する。

4 市民講師は、検討会による審査を経た者の中から、市長が決定する。

5 市長は、様式第2号による市民講師登録証を市民講師へ交付する。

6 市民講師の登録期間は、4月1日からその属する年度の3月31日とする。

(一般公開用名簿)

第6条 市民講師登録者を紹介するために、氏名、年齢、活動分野及び居住区を掲載した一般公開用名簿を作成し、センターに置くとともに学校等に必要に応じ配布する。

(登録事項の変更)

第7条 市民講師は、登録事項（住所、電話番号、活動条件その他）に変更が生じた場合には、速やかに市長に届け出るものとする。

(登録の更新及び削除)

第8条 登録の更新をしようとする市民講師は、登録年度の2月末までに登録の更新の意思を文書により市長に提出するものとする。

2 登録の更新をしない市民講師は、登録年度の2月末までに登録の辞退の意思を文書により市長に提出するものとする。

3 市長は、市民講師の活動内容が市民講師登録制度の目的に反すると認めた場合には、登録を取り消すことができるものとする。

(利用者の範囲)

第9条 利用者は、5名以上の市内のグループ、サークル等の団体又は市民とする。

ただし、営利目的、政治目的、宗教目的又は市民講師登録制度の目的に反する場合等には利用することができない。

(利用の方法)

第10条 利用者は、市民講師登録制度を利用しようとするときは、センターに利用の申し込みを行うものとする。

(利用報告)

第11条 利用者は、市民講師登録制度の利用を終了又は中止したときは、その旨をセンターに連絡するものとする。

(利用に要する経費)

第12条 市民講師に対する謝礼は無償とする。ただし、市民講師の交通費（通信運搬費を含む）として、3000円を利用者が負担するものとする。

2 市民講師登録制度の利用に際して、別途必要となる教材費等の実費経費に関しては、利用者が負担するものとする。

(個人情報の保護)

第13条 市民講師登録制度の運営に当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努め、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 市民講師登録制度の運営の事務を処理するに当たって知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(2) 市民講師登録制度の運営の事務に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(3) 市民講師登録制度の運営の事務を処理するに当たって知り得た個人情報を、市民講師登録制度の目的外に使用し、又は、第三者に提供してはならない。

(4) 市民講師登録制度の運営の事務を処理するに当たって、個人情報が記録された資料等を、市民講師登録制度の目的外に複製し、又は、複製をしてはならない。

(5) 前4号のほか、市民講師登録制度の運営の事務を処理するに当たって、個人情報保護法を遵守すること。

(事務の委託)

第 14 条 市長は、市民講師登録制度の事務の全部又は一部をセンターの指定管理者  
(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(その他の事項)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は主管局長が定める。

(疑義の解釈)

第 16 条 第 14 条に基づき、指定管理者が市民講師登録制度の事務の全部又は一部を  
行う場合において、この要綱に定めがない事項又は疑義が生じた場合には、市長  
は、その都度、指定管理者にその処理方法を指示するものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

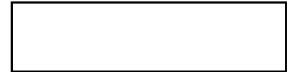
(施行期日)

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日より施行する。



令和 年度「KOBE まなびすとネット」生涯学習市民講師

## 登録申請書

神戸市長 宛

令和 年 月 日

私は「KOBE まなびすとネット」の趣旨に賛同し、生涯学習市民講師の登録を申請します。また、一般公開用名簿に**登録分野、講座名、講座内容の具体的説明、名前、性別、年代、居住区**を掲載することに同意します。

名前 \_\_\_\_\_

ふりがな 名前					性別	男	写真貼付 縦3cm×横3cm (6ヶ月以内撮影・ 上半身・無帽)	
						女		
生年月日	昭和・平成 (又は西暦)	年	月	生	年齢	満		歳
現住所	〒 ー ー 住所：							
電話等	TEL： ー ー	現住所		勤務先等の名称：				
	FAX： ー ー	以外の		住所：				
	携帯電話： ー ー	連絡先		TEL：				
	Eメールアドレスその他の連絡方法 [ ]							

応募の動機・活動の抱負など (必ずご記入ください)

所属団体	
公的資格・免許等	
活動歴・活動経験等	
職業・職歴等	

※一般公開用名簿には登録分野、講座名、講座内容の具体的説明、名前、性別、年代、居住区を掲載します。

※登録内容に変更のあった場合は速やかに \_\_\_\_\_ までご連絡ください。

※上記の個人情報 \_\_\_\_\_ の市民講師活動にかかる業務以外には使用しません。

※  は空欄で空けておいてください。



